

第10回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成26年5月29日（木）17:30～20:00

場 所：内閣府本府 仮設庁舎講堂

出席者：宇賀座長、伊藤委員、佐藤委員、宍戸委員、鈴木委員、滝委員、長田委員、
松岡委員、椋田委員、森委員、安岡委員、山本委員

特定個人情報保護委員会

消費者庁 消費者制度課

山本 IT 政策担当大臣

総務省 総合通信基盤局 消費者行政課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

内閣官房 IT 総合戦略室 遠藤政府 CIO、向井副政府 CIO、二宮参事官、吉川参事官、
瓜生参事官、濱島参事官、村上企画官、神成 CIO 補佐官、楠政府 CIO 補佐官、
満塩政府 CIO 補佐官、日置参事官補佐

1. 開会
2. 山本 IT 政策担当大臣あいさつ
3. 技術検討 WG からの報告
4. オプトアウトに関する論点について
5. 論点の取りまとめについて
6. 閉会

[資料]

- 【資料1-1】 技術検討ワーキンググループ報告書<中間報告からの変更点>（佐藤委員提出資料）
- 【資料1-2】 技術検討ワーキンググループ報告書（佐藤委員提出資料）
- 【資料2-1】 第三者提供におけるオプトアウトの適正な執行について
- 【資料2-2】 「名簿屋」に関する相談事例について（消費者庁提出資料）
- 【資料3】 パーソナルデータに関する検討会の検討予定（見直し版）
- 【資料4-1】 パーソナルデータの利活用に関する制度改正の基本的な考え方について
- 【資料4-2】 これまでの議論を踏まえた論点整理表

(参考資料1) 個人情報の保護に関する法律

(参考資料2) パーソナルデータに関する意見（規制改革会議提出資料）

(参考資料3) 『パーソナルデータに関する検討会・事務局案に関する中間意見』について（安岡委員提出資料）

- (参考資料 4) 論点取りまとめに関する意見 (宍戸委員提出資料)
- (参考資料 5) 企業意見の紹介 (棕田委員提出資料)
- (参考資料 6) 利用目的変更時における本人意思確認手続の見直し (経済産業省提出資料)

1. 開会

[事務局より、パーソナルデータに関する検討会開催についての宣言あり]

2. 山本IT政策担当大臣あいさつ

[山本IT政策担当大臣は、議題4の途中に参加の際に挨拶あり]

(山本IT政策担当大臣)

これはカジュアルウェアではなくて沖縄のかりゆしであり、沖縄担当大臣としてできるだけクールビズ（期間）にかりゆしを着るという趣旨であるので、誤解されないように一言、まず申し上げておきたい。

本日はお忙しい中、宇賀座長を始め委員の皆様にお集まりいただき、感謝申し上げます。前回の検討会では経済界の皆様から、現場でパーソナルデータの利活用に関わっている観点から貴重なアドバイスをいただいた。これらのアドバイスは、本日の議論にも反映させていただいていると聞いている。

今回は、大綱策定に向けてこれまでいろいろな議論があったが、まだ合意に至っていない点を中心に議論をしていただくと聞いている。

当初の予定では、本日、大綱の事務局案を示させていただき、議論いただく予定であったが、まだまだ多岐にわたる論点が残っており、十二分に整理されていない部分もあるため時間を要している。委員の皆様には、時間を調整していただき、毎回、本当に長い時間御議論いただき恐縮である。取りまとめに向けて日程を調整していただき、本日を含め残り3回ぐらい会合をさせていただきたいと思っているので、よろしく願い申し上げます。改めて感謝を申し上げます。

6月の大綱策定に向けて、いよいよ時間が迫ってきている。このパーソナルデータに関する検討会は、最初に始める際にいろいろと議論し、全てフルオープンで実施させていただいている。そのため、ここでどんな議論が出たのか、どなたがどういう発言をされたのか、我々がどういう論点で議論していたのかというのは、全てオープンになっているので、この形式で本当によかったと考えている。最後までオープンな中で議論していただき、ぜひ6月の大綱に向けてしっかりとした取りまとめをいただきたい。

一言、御挨拶にかえさせていただきたい。ありがとうございました。

3. 技術検討WGからの報告

[資料1-1、資料1-2について、佐藤委員より説明]

4. オプトアウトに関する論点について

[資料2-1、資料2-2について、事務局より説明]

(宇賀座長)

それでは、御意見、御質問等があれば、御発言を頂きたい。

(長田委員)

以前の会合にて、この名簿屋の問題については問題提起をさせていただいた。

今回のご提案は、そういう名簿を使った詐欺などの対応についてということかと思う。もう一つの視点の問題点から言えば、例えばアダルトグッズを購入した人の名簿というものが既に名簿屋で販売されており、そこにまさか自分の名が載っているとは全く気づくこともできない人たちが普通に暮らしている。もし、第三者機関にこういう届出がされ、その名簿屋の事業者の名前が載っていたとしても、まさかそこに自分が載っているということに気づかないままにプライバシー侵害されているというところについての解決策がまだとられていないと思う。

いろいろ課題があるということだとは思いますが、論点というか、課題の整理としては、やはりそこも一応書いていただき、その上で何ができるのかという検討はすべきではないかと思っている。

基本的にその名簿の種類ということで、プライバシーに属性情報が載っている、載っていないとか、そういう区別の中で、特にそういうプライバシー保護をしなければいけないものについてはオプトインという選択もあるのではないかと考えており、そこは整理をしていただきたいと思う。

(森委員)

先ほど技術検討WGのご報告について、補足と意見を申し上げる。

技術検討WG報告書の8ページに準個人情報の要素が挙がっており、(エ)のところ、先ほど佐藤委員のご説明にあったように「共有性」が「共用性」になっている。したがって、複数の事業者が共有するようなものでなくてもいい。単一の事業者でもいいということであり、端的に言ってしまうとクッキーのようなものがここに入ってくる余地が出てきたということが重要であろうと思う。それが補足である。

もう一点は、意見として申し上げる。この技術検討WG報告書の10ページでは、これは要するに準個人情報をどうするかという事務局案だったが、先ほどの佐藤委員のご説明のとおり、③については外してはどうだろうかということになったので、①パスポート番号、免許書番号のようなものと、②生体的・身体的な普遍性を有するものになった。この2つ

になったので、ある意味では要保護性の高いものに限定できたのではないかと思う。

私は前々回、発表の時間をいただき、新しい概念をつくるとルールがややこしくなるからやめていただきたいというお話をした。そのときは、保有個人データを例えとして出したが、今から保有個人データなしにしてほしいということが本意なのではなく、やはりここで準個人情報というものを入れると準個人情報取扱事業者とか、いろいろややこしいことになる。ここも言葉の問題ではあるが、準個人情報というふうに分けるのではなく、個人情報の中に入れ、個人情報とは特定の個人情報を識別できるものと、①、②であるという考え方をとっていただくのがいいのではないかと思う。

(椋田委員)

1点、事務局への質問とご意見を出させていただきたい。

先ほど、技術検討WGで大変御苦勞されて立派な報告書ができたということで、ご説明があった。最終報告書ということだが、先ほどの佐藤委員の説明のように技術だけで判断できないとされ、親会に検討が託された問題のなかには、重要な問題があると思う。これらについて、この親会で今後どのように扱われていくのか。制度全体にかかわる重要な問題があるようだが、事務局のお考えを教えてください。

それから、「共有性」から「共用性」への変更というのがあり、これはプロファイリングの問題の配慮という観点では一定の理解ができる。しかし、プロファイリング全てがプライバシー侵害をもたらすものとは限らない。まさにユースケースによって異なる。事業者内の様々なデータの活用がビッグデータ利活用の大きなメリットの一つであることに鑑みれば、ビッグデータの利活用をすぐおそれがあるということ意見を意見として申し述べさせていただきます。

(滝委員)

森委員からお話があったが私も、言葉の問題であるが、準個人情報という定義をいただき、いろいろなことで頭が整理されて本当にありがとうございましたと言いたいが、ただ、最終的な実行の段階で準個人情報という新しい言葉を作ることによって、その前後にいろいろな問題が起こるような感覚がある。やはり個人情報の扱いの中での処理ということで、新しい言葉を作ることに関しては私もどうかと思っていて、そういう意味では個人情報の扱いの中できちんとやる、あるいは第三者機関によってきちんと律するというようなことで良いかと思う。

(宇賀座長)

先ほど椋田委員から出されたご質問に対して、事務局からお答えいただきたい。

(事務局)

本日、この後でご議論いただく予定であるが、現在これまでご議論した中身を踏まえ、基本的には検討会でこなし合意に至っているものと、それ以外にも今回は技術検討WG等の報告も踏まえ、さらに議論していただく必要があるものについて議題として出させていただいている。それについてはこの後、議論をしていただく部分はかなりあるかと思っている。

ただし、全てが尽きているわけではないので、その残ったものについては、今後法案を策定する作業の中で適宜皆様から御知見をいただきながらまとめていければと思っており、引き続きよろしくお願いいたしたいと思っている。

(宍戸委員)

事務局から御説明いただいた資料2-1について、質問と同時に意見ということで申し上げたい。

3ページの「(3) 対応方針案」のオプトアウト規定の見直しの検討で、事務局より、個人情報取扱事業者にオプトアウト規定による情報の提供に関して第三者機関への届出を義務づける、あるいは、第三者機関が公表するというご提案があった。私も、そこに書かれている名簿屋による苦情相談等の現状という問題を考えると、こういうことはあってもしかるべきではないかと考える。

その際、第三者機関へダイレクトに届出を義務づけるのは一つの選択肢だろうと思う。ただ、いつも同じことを繰り返して申し訳ないが、認定個人情報保護団体あるいは自主規制機関に届出をし、そこで一覧性を持った形で開示させ、利用者の方をそちらに誘導するという選択肢もあっていいのではないか。それは必ずしも排除されていないのかという質問と、私はそれでもいいのではないかという意見である。

(宇賀座長)

事務局からお答えいただきたい。

(事務局)

ご指摘とおり排除してないので、事業者がやりやすい形というか、消費者から見てもわかりやすく、事業者がやりやすい形でできればと思っている。

(鈴木委員)

同じく、オプトアウトの資料2-1の2ページ。名簿屋規制については、私も賛成であるが、その理由づけでは、確かに不当な勧誘や犯罪行為等があり、犯罪幫助などで何とか対応しつつ、かなり限界に直面しているんだろうと理解している。やはり、今回の個人情報保護法の切り口で申し上げると、先ほど長田委員からご指摘があったように名簿自体に

非常に不適切な名簿がある。

例えば、事例としてアダルトグッズの販売名簿などを挙げられたように、その名簿販売により当人の重大なプライバシー侵害が発生している。これがまさに個人情報保護法の切り口からの規制の必要性の基礎事実であろうと思っている。この点は、ぜひ明記していただいたほうがよろしいのではないかという意見である。

(安岡委員)

資料の2-1の件、あくまでも感想であるが、名簿屋は確かに悪徳のところももちろんあるが、それ以外の一般の既存の事業に影響しないようにしてもらいたいということ。あとは、学校、自治会として書かれているが、過剰な抑止になってしまわないこと。アダルトグッズとかだけをとらえると全然違う方向であるので、ここで明記していただいていることではあるが、一般の事業や社会もちゃんと考えた上で実際に決めた方が良くと再度思っている。

(森委員)

資料2-1である。第三者提供におけるオプトアウトを適正化するというのは委員方のおっしゃることは全くそのとおりである。これは昨年度末の前にもちょっとお話としてはあったところで、個人情報保護法にプライバシー保護を取り込むというところで、プライバシー侵害の原則的な形態として、本人が一般的には公表されたくないことが公表されるというようなところがあるので、やはりそのプライバシーの要件から、プライバシーの方からいろいろ線を引いていくこともできるのではないかと思う。

例えば、今ではプライバシー侵害の1要件とか3要件というが、3要件というのであれば非公開の情報であってというようなことがある。そういう意味では、ここに事業者の負担を考慮して例外を設けていいのではないかということがあり、この中に公開のものはいい。あるいは、本人が自らの意思でウェブに公開しているものはいいとか、あとは学校、自治会、同窓会といった集団の内部における相互提供であれば、これは多分、一般通常時の感覚を基準にしてその限度で公開されたくはないとは思わないと思う。それはいいとか、やはりここではプライバシー保護を個人情報保護法に実装するという観点でお考えいただくのが良いかと思う。

私は技術検討WGに一人、技術的知見がないのに混じり込んでいるが、そこでどういったらデータを安全にできるのかという議論をみなさんがされている横で、オプトアウトはあのまま放ったらかしになっていてどんだらだら出ているのに、ここでこんな議論をしていただくのは申し訳ないと思っていた。これは、ぜひともきちんとやっていただくべきことだと思う。

5. 論点の取りまとめについて

[資料4-1、資料4-2について、佐藤委員より説明]

(宇賀座長) それでは、これからそれぞれのテーマに分けて意見交換を行いたい。意見交換の前提として、2点つけ加えさせていただく。

まず、資料4-1のスライド2までは、本日いただいたご意見も踏まえて修正したものを6月上旬に開催予定のIT総合戦略本部へ検討状況を報告させていただきたい。

次に、資料4-2については、対処方針について合意いただいた事項をもとに大綱(事務局案)を作成させていただきたい。特に赤字となっている事項は、残っている論点かと認識している。この部分について議論させていただきたい。

なお、宍戸委員、椋田委員、安岡委員から意見書をいただいているので、この議論の際に資料に基づいてご意見をいただくようお願いする。

それでは、初めに初めに資料4-1について、御意見、御質問等があればご発言頂きたい。

(伊藤委員)

そもそもということにもなるが、基本的に資料4-1は賛成である。

ただ、例えば資料4-2の制度見直しのところの出だしにあるように、パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するというのが従属変数であるのはちょっとどうかと思っている。この検討会はパーソナルデータに関する検討会であるが、私どもとしてはパーソナルデータの利活用というのが従属変数であって、個人情報の保護というのは、バランスはとらないといけませんが、あくまでも独立変数である。いかに利活用によって新しいイノベーション、新しい商品の開発、それからこれから益々ふえていく医療、介護などの社会保障給付額をいかに削減していくかという視点で、ぜひとも従属変数はパーソナルデータの利活用ということにさせていただきたい。いろいろ規定を設けても悪いことをする人はいる。そういう人たちにとっては、何が悪いかということをしてできるだけ明確にし、罰則を厳しくする。そうすることによって利活用を促進していただきたい。

今、外国の機関投資家は安倍政権の第三の矢について、6月に再興戦略と骨太方針が出るが、それらを非常に注視している。これまでのように、バランスに配慮して、日本の場合は保守的になって事業者が利活用をためらうような方向で進んでしまえば、決して安倍政権にとっても良くないし、日本の経済成長にとっても、国民の生活の質の向上にとってもよくないので、ぜひともパーソナルデータの利活用というものをいかに進めるかという視点で進めていただきたい。

(佐藤委員)

資料4-1の1ページの真ん中辺の①の本人の同意なくして第三者提供というところの

項目。我々、技術検討WGの方でいわゆる個人特定性低減データとして議論させていただいた。前回の技術検討WGの報告で申し上げたように、同意なしの第三者提供というのは劇薬と言っていいくらいに強力な薬で、恐らく今回の改正で利活用という点では多分一番の柱になる。

同意なしで第三者提供できるというのは、利活用という点では非常に大きいですが、その一方で副作用もすごく大きい。それなりにちゃんと制度設計、その規律を含めて行わなければいけないし、その一方で今まで第三者提供するときにきっちりお客さんから同意をとって進めてきた事業者さんもいらっしゃる。

そことの整合性をとらないと、法改正をして今まできっちりやっていたところからさらに同意なしでやれるというのは、やはり今まできっちりやっていた事業者さんから見るとそれは何だという形になるので、ぜひこれまでちゃんと適切に個人情報を取ってきた事業者さんにとってビジネスがやりやすくなり、そうじゃない事業者さんもある意味で抑止というわけではないが、その辺のバランスというのはとった形でやっていただければと思っている。

(宇賀座長)

それでは、資料4-2のほうに移らせていただきたい。資料4-2の3ページの公的部門の部分について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(山本委員)

例えば、医療や介護の場合を考えると同じ扱いになるのが当然だと思う。今、議論している今回の個人情報保護法の改正で影響を与えることができるのかどうかということのほうの問題である。要するにそれなりの対応をとるべきだとは思いますが、今の大綱をつくる議論なのか。あるいは、大綱とは別に例えば独立行政法人等個人情報保護法とか、行政機関個人情報保護法、それから地方自治体の条例に対してどうやって影響を与えるのかという話になると思う。そこがもしこの大綱に書けるものであれば、そういった努力をするということを明記していただければと思う。

(宍戸委員)

お手元の参考資料4、事前に意見を提出しておいたものの2ページ目に同種のことを書いている。要するに、公的部門について個人特定可能性の低減データを作っていくことに私は賛成であるが、民間部門と公的部門において個人情報の定義が異なっているとこととの関係で、同じような匿名化の規定の仕方と個人情報保護法と行政機関個人情報保護法等がうまくいくのかどうか、少し法技術的に詰めていただければと思う。

これまで本日も何人かの委員からご意見があったが、本来であれば個人情報保護法の個人情報の定義の方を行政機関等法に合わせる形で、一般法である個人情報保護法の個人情

報の定義から、容易照合性をとった上で議論することが望ましいのではないかということ
を、合わせて申し上げておきたい。

(宇賀座長)

次に移らせていただきたい。資料4-2の6ページで「開示等の在り方」の部分について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(安岡委員)

請求権に関する規律に関して、現在これで問題があるのかどうかということが1つある。
これは前回の議事録を拝見すると、そういう意見があったと認識している。

あとは、第三者機関自体がそれなりに権限が広がる中でここまでやる必要があるのかという疑問が、私の今回提出の参考資料3の中に民間の事業者10社が集まって行っている本件に関する勉強会において挙げた意見としてあった。これらを踏まえて、単純に請求権を導入することに関しては基本的には反対である。

ただ、実際にどうしてもやる場合は、参考資料3にも書いているが、濫訴防止の訴訟の要件というものをちゃんと明確にした上でやっていただきたいということが要望である。

(鈴木委員)

私は、絶対導入という意見である。経済成長のために何をしなければならないかという
と、EUとも米国ともサービス、データ提供の交換を活発にすることが大前提になる。
およそ日本だけ開示請求権がないという状態でどうやって交渉するのかというところは、
産業界の一人としてどう考えているのか。単に低下して、それで産業界万々歳というわけ
には絶対いかない。これから何か必ずトラブルが起きるわけであり、そのとき消費者に対
して、利用者に対して請求権の一つもないのか。そういった低レベルなところでどうやっ
て交渉事に参加していくのか。直前のことだけを考えずに、よくよく将来のことも考えて
対応すべき。

それから、よく立法事実がどうのというお話があるが、濫訴の実態がおよそあるのか。
訴訟費用の高さで萎縮している現実のほうが多い。濫請求に対しては確かに対応すべきで
ある。今回も絶対反対ということではなく、濫訴に対して一応の配慮を示せばいいという
ことで、例えば開示の求めの前置型とか、様々な手当てをしてバランスをとるというところ
は賛成であるが、およそこれがないことで将来的にどうなるかということも含めて検討
いただきたいと思う。

(松岡委員)

濫訴というのをすぐ産業界の方たちはされるが、私たちは消費者分野の製造物責任だとか、
集団的訴訟の問題だとか、全て濫訴ということを言われたが、現実にはなかなか残念

ながら訴えをするのは難しいことで、それほどの濫訴になった経緯は今までつくられてきた法律の中ではない。

それから、やはり最後の権利のようなものであるため、請求権というのはぜひやたらな規律を設けるといってよくなく、与えられるべきではないかと思う。

(棕田委員)

この問題は、パーソナルデータをビジネスとして積極的に利活用する事業者だけではなくて、広く一般の企業からも懸念する意見が出されている。多くの非常にまじめな企業にとっても、一回こういった開示請求等があると既に現状でも、企業の負担、負荷が大きい。これがさらに請求権という形になってくると、開示請求において司法介入が増えて企業の負担がさらに大きくなるのではないかということをお心配しておられる企業が多いということをお事実として指摘しておく。

今回、濫訴防止の要請を踏まえ、規律を整備すると書いているが、事業者にとってこれが安心した制度になるのかどうか。できれば次回までに具体的な内容を示していただいて、それを踏まえてさらに議論ができればと思っている。

(鈴木委員)

しかし、経団連さんは今まで事前規制から事後救済へというキャッチコピーで司法改革を主導してきたわけであるため、ここにきて急に各論に入って事後救済の、まさに先ほどあったように裁判を受ける権利をベースにした最後の砦で、濫訴どころか行政も動かない、事業者も対応しないというときのぎりぎりの最後のルートであるから、しかも欧州にもあり、米国にもありということで、せめて米国流といっているときに、この最低限の担保すらそのような意見を言っているようであれば、越境データ問題が紛糾したときにどう対応するかということをお考えていただきたいと思う。

当然、立場的には負担が増える方向に賛成意見を言うというのはなかなかつらいものがあるかと思う。司法救済の場合だと判例でルール形成ができていくから、むしろそれはウェルカムだという形でやっていかないと、どちらにしても海外に出ていけば訴訟対応はやらざるを得ない。まさに、経済成長のためには外に行って外貨を稼ぐという状況でやっていただくということが前提になるので、日本の司法救済程度は軽々と乗り越えるという意気でやっていただければと思う。

(佐藤委員)

私は鈴木委員についてだめ押しをするようなことを聞いてしまう。ここの部分で一番かわってくるのは経団連さんを初め経済界の方なので、経団連さんのほうで御意見をいただければと思うが、やはり請求権がないと海外との整合性というのはないというのは今、鈴木委員のおっしゃったとおりで、経済界として濫訴が問題なのか、請求権がないことに

よって日本企業が海外展開するとき問題が出ることのどちらをとるかというところだと思う。

恐らく企業の方は意見集約されていると思うので、この場でそのご見解をいただければこの後の議論も進めやすいかと思っている。

(棕田委員)

まず1つ、誤解なきように言っておきたいのは、パーソナルデータに関し、我々は事後救済が良いというようなことを言ったことは全くない。制度によって異なると思っている。

EUの十分性については、十分性をとるために日本の制度をどうするかという議論よりも、日本に適した良い制度を作って、その上で理解を求めていくべきと考える。

十分性をとるためにはどういった制度がよいかという形では我々は考えていない。十分性をとることが非常に重要だということは理解しているが、やはり日本としてしっかりとした制度をつくっていくということがより重要と思っている。

(宍戸委員)

濫訴防止という観点もあり、他方これは開示請求権を基本的には認めないといけないのではないかという議論もあるが、開示請求の請求権化はもともと個人情報保護法を制定するときに立法者意思としてはこうなっていたはずのものが、裁判例によって請求権がないと言われただけなので、この点を明確化するというだけなのではないかと思う。

ただ、他方で濫訴防止とか、事業者の方のご負担ももちろんある。

それで、7ページの指摘事項の3.で「削除等の請求が濫用されるのを防止するため、開示請求の前置を導入すべき」というご指摘がこれまでもあった。このあたりの要件の作り方が一つのポイントで、実際にどういう手続にすれば事業者の方の負担も少なく、また利用者、消費者の方の不安感も解消できるかという具体的な手続の作り込みが問題ではないか、と考えている。

実際の情報公開とか個人情報の開示の審査にかかわったことのある方は多いと思うが、例えば情報公開であれば文章を特定する、あるいは個人情報の開示請求の場合に何がここで問題となっている個人情報なのかを特定する作業が、やはり一番重要である。それがなくて一気に訴訟でこられると、多分事業者の方も困るということはあると思う。

もちろん、将来的にどうするかという問題は実際に運用してみないとわからないところがある。そこで差し当たりは開示請求の前置をして、利用者、消費者の方も、こういう個人情報事業者の方は持っているということがわかれば、それ以上進まないということもあろうから、やはり私はこの開示請求の前置を軸に、少しご検討いただけないかと思う。

もう一点だけ申し上げますと、その際に一体何が個人情報なのかということは繰り返しになるが、民間の自主規制ないし共同規制で決まってくる部分も多い。またこの開示請求の手続についてADRなどに期待される部分、あるいは認定個人情報保護団体、諸規制機関に期

待されるところも多いのではないかということは繰り返し申し上げたい。

(安岡委員)

宍戸委員のおっしゃることには、結構賛成できると思う。まさに請求権に関して、多分民間の多くの企業は請求権を全て認めろと言われても、細かい要件は何なのか？がない中でやられてしまうと、あらゆる請求が舞い込んできて、それらを何でもかんでも対応しなくてはいけないのではないかという危惧があると思う。

これらを考えたときに、やはり要件を明確にした上で議論をすべきである。その上でこの請求権自体が海外との交渉材料になるのであれば、民間企業自体も、それはそれで受け入れる可能性が高いではないかと思う。

(椋田委員)

だからこそ、先ほど申し上げたように、次回の会合までに具体的にどういった内容になっていくのか。それが事業者にとって本当に安心できる制度なのかどうか。それをぜひお示ししていただいて、それを踏まえて皆で議論することが建設的である。

(宇賀座長)

それでは、この部分については、こうした開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権というものを具体的に法律に明記したときに、どういった要件のもとにするかということについての案も次回までに作っていただいて、そこで改めて議論したいと思う。

それでは、8ページの「取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い」について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(佐藤委員)

ここは、私は前の前の会でいろいろ言ってしまったところである。小規模事業者だから何もしなくてもいいということは多分なくて、この場合によく考えなければいけないのは個人と企業であって、個人から見れば小規模事業者も大規模事業者も個人のほうが非常に弱者である。そのため、そこを前提にして制度設計をしていただければと思う。

さらに、申し上げたいことは、単に小規模事業者だから緩くするとしまうと、個人からしてみると小規模事業者にデータを預けることは怖いというふうに考えてしまう。ちゃんと規律が課せられている大規模事業者のほうにデータを預けたほうが安心ということになると、一番問題なのはやはりベンチャーというのは当然小規模事業者で、小規模事業者はそのサービスが受け入れられないということになるので、そういうことのないように、ある意味で小規模事業者を守らなければいけないところもある。過保護にすると小規模事業者のためにならないということを強調しておきたいと思っている。

(滝委員)

全く同じ意見を強調したい。利活用によって国民的に大変な利便性が出てくる。それを前提として利活用が進んできたときにやはりクラウドが非常に浸透し、非常にベンチャーが参加しやすくなる。善意の場合には非常にきめの細かい個人にとって利便性の高いサービスが受けられる。しかし委員がおっしゃったような個人から見ると大変心配な要素でもあるというようなことの中で、事業者の大も小もなく考えていただければと思う。

(宇賀座長) この部分については、現在5,000件ということで裾切りがされて、小規模なものが個人情報取扱事業者から外れている部分についてはその要件を取り払うということは大体ここで合意できたかと思う。あとは、そのときに事務局案であると勧告命令については故意または重過失によるもの等の事由がなければ対象としないという形で負担軽減を図っている。その部分についてどう考えるかということで今、御意見をいただいた。

それでは、9ページの「行政機関等と第三者機関との関係」について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(宍戸委員)

これは私も以前意見を申し上げた点だろうと思うが、行政機関個人情報保護法の49条以下において、総務大臣が行政機関の長に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる、あるいは公表する。総務大臣が行政機関の長に対して資料提出、説明を要求する。行政機関の長に対して意見を申述することができる、という趣旨の規定がある。

新しくプライバシーコミッショナーとして、日本の新しい第三者機関がせっかく国際社会に登場するのであるから、官民を通じた個人情報の適切な取り扱いを行っているという観点からも、この行政機関についての施行状況の公表、資料提出、説明要求、意見陳述は、新しい個人情報保護委員会に移してもいいのではないかというのが意見である。

既に特定個人情報保護委員会においては番号法の54条において、番号等について行政機関についても措置の要求ができると、極めて強い権限が認められている。行政機関の個人情報一般の取り扱いについて、そこまで強い権限を第三者委員会に認めるかどうかは、今後の検討課題であると思う。しかし、もともとその程度の強い政治的な中立性ないし行政機関に対するコントロール権限を、番号関連については既に特定個人情報保護委員会が持っていることからすると、むしろ行政機関個人情報保護法の先ほどのような権限は第三者機関に移すことを検討していただいてもいいのではないかと思う。

(山本委員)

先ほどの匿名化のところと同じであるが、本当にこれは現場で困っている話で、地域包括ケアなど自治体が関係してくるのは明確である。民間と自治体の間で同じ利用者、ないしは患者さんの情報を共有して活用していく。あるいは、そういった情報を集めて大量の

データとして分析をして新しいサービス産業を創出するとか、そういうことが自由にできないと、これは本当に将来に禍根を残すことになると思う。

ただ、法律の建て付け上、この法律で自治体に影響を及ぼすのは少し難しいのではないかと思う。ただ、この法案が提出されれば必ず各地方公共団体は条例を見直す機会になると思う。その際はできるだけ具体的な指針を示すことが重要だと思うので、この法案の検討と同時並行で進めていただきたいと考えている。

(鈴木委員)

山本委員の懸念と全く同じであり、俗に2,000個問題と略称して言うっており、47都道府県、千七百有余の市区町村の条例が、医療ネットワークにせよ、医療連携にせよ、非常に障害となっている事実がある。

一方、番号法は全ての自治体を乗り越えて規律するという実績がもう既にでき上がっているということであり、必ずしもこのネットワーク社会において地方自治の本旨にかかわる部分ではなかろうと思う。現行の今改正のmatterには間に合わないとは思いますが、第三者機関の権限としてはいわばその検討が行い得るような、法律で規律することもまた検討し得るような附帯決議であれ、附則であれ、何らかの今後につなげるための取っ掛かりをつくっておいていただければという意見である。

(宇賀座長) それでは、10ページの「定義と義務」の部分について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(佐藤委員)

他の委員から意見がないようなので私が申し上げる。ここの部分は技術検討WGの方で各項目を検討させていただいた。やはりどれも重要な情報である。

ただ、ここにも書いてあるように、現状で必ずしも個人情報として守られてきたものではないが、やはり個人の権利利益の侵害に当たるところはあるので、そのところを守るためにも何らかの対策が必要だと思う。

ただ、一方でその利活用ということを考えると、一律に従来の個人情報と同じ扱いでいいのかというところがあり、そのあたりをうまくバランスをとって進めていただければと思っている。

意見といいますか、基本的にここを追認するようなことである。

(椋田委員)

データ利活用のためにグレーゾーンをなくしていくということが今回の改正の基本的な考え方である。定義づけについては、やはりはっきりしているものだけをまず定義していただき、大綱ができた後、引き続き検討していくことが重要だと思っている。大綱をつく

られる際にはその点を御留意いただきたい。

例えば、ここの中にメールアドレスと書いてあるが、メールアドレスといっても、簡単につくって変えられるフリーメールと、会社用で自分の名前まで打ち込んでいるメールアドレスとはかなり性格が違っており、フリーメールは3条件には当てはまらないケースもあるのではないかと。もし、こういったものを大綱に書かれるのであれば、かなり厳密に定義できるものに限って書いていただいたほうがいいのではないかと考える。

(佐藤委員)

メールアドレスに関して否定するわけではないが、メールアドレスについてちょっと誤解されていそうなので強調しておく。メールアドレスに個人の名前とか組織の名前が入っていた場合には、それは準個人情報ではなくて個人情報であるので、メールアドレスだからいいというよりはメールアドレスの中身を見た形で、見た上でその情報の種別というか、個人情報、準個人情報、またはそれ以外というものを考えていただくほうがよろしいかと思っている。

(棕田委員)

まさにケースバイケースで変わってくるので、ほかの情報とは性格が異なると思ひ先ほど申し上げた。

(宍戸委員)

お手元の参考資料4でこの点について私も事前に意見を書いてある。同じことの繰り返しになるので恐縮であるが、お時間があるようなので申し上げる。

2ページの(5)の10ページというところの2番目、現行法の個人情報の範囲について解釈による明確化を図ると対応方針で書いてある。できるだけグレーゾーンをなくしていくというご意見も踏まえると、もちろん解釈は重要であるが、政省令あるいは規則等による明確化をもっと正面から認めてもいいのではないかと思っている。

これまで個人情報の定義について委任立法によってやるのではなくて、法律に書いてあるということで逆にグレーゾーンが残ってしまっていた最大の要因は、この個人情報の定義が国民あるいは事業者の権利義務にかかわるために、できるだけ法律レベルで書くべきであり、政省令や規則等に落とし込むことを避ける、という傾向があったためだろうと思う。

ただ、現在の議論、技術の進展や利用実態に即した迅速な見直しが行われるように留意するという方針からすると、個人情報の定義についても法律で書ける分は書くが、書き切れない部分は取り分け新しい第三者機関の規則や、事柄の性質によっては政省令によって決めていくということ、やはり正面から考えていくべきではないかというのが提案である。

その際、資料の1ページの1番目の「「基本的考え方」について」という1番目のポイントで書いておいたが、法律事項を政令等に委任する場合には、法律による委任の限界が問題となるが、法律の文言に加えて委任の趣旨が重視されることからすると、やはり個人情報の定義をどういう点に配慮して政省令等で定めるのかという委任の趣旨を改正法において、しっかり授權規定ないし目的規定、理念規定等で書いておくことが必要ではないか。

今、ここで議論されているような、一方ではパーソナルデータの利活用の促進、他方ではプライバシーの保護というそれぞれを挙げて、そしてそれぞれの問題となる情報の性質ないし文脈ごとに、しかるべく第三者機関等が調整を行いながら個人情報を定義していくことができることを法律上、明確にすることが必要ではないかと思う。

(森委員)

宍戸委員の御意見の補足である。資料1-2の技術検討WGの報告書では、まさにその部分の準個人情報の定義について、15ページの2.2.4に「以上の検討を踏まえ、事務局が先に示した「準個人情報」の定義を、以下に示す事項を含む趣旨となるように変更することを提案する」とあり、ア)とイ)とウ)が先ほどの区別であるが、16ページの上から9行目くらいの最初のポツに「ア)からウ)に含まれる具体的な項目については、技術の進展等の急速な時代の変化への対応が必要であることから、政令等で追加、変更、削除ができるようにすること、また、第三者機関が適切かつ迅速な判断を可能とする仕組みとすること」が望まれるとしている。

(宇賀座長)

この部分の事務局案について大筋では合意をいただいているかと思う。ただ、その明確化について政省令の委任も含めてさらに詰めて検討していただくということで、大体の方向は良いのではないかということかと思う。

それでは、12ページの「オプトアウト規定の見直し」の部分について、さらに御意見や御質問があればご発言頂きたい。

(山本委員)

先ほどのご説明では、状況によってはこういうものを対象外にするということであったと思うが、その部分をここにぜひ明確にしていきたいと思う。

というのは、多くの医療機関はこのオプトアウトによる第三者提供を日常的に行っている。例えば、紹介状のやりとりであるとか、あるいは御家族への説明も個人情報保護法的には第三者提供に当たるし、では個別に同意をとれるかということ、私はとれないと思う。あなたには言えないけれども奥さんにはお話ししたいので許していただけますかなどという同意のとり方は多分あり得ない話で、医療機関では日常的に行われているものを一々、第三者委員会に報告しなければいけないというのは現実的ではなく、そのような例外とい

うものを明確にしていきたいと思いますと思う。

(宇賀座長)

ここの部分についても、このような届出制を設けること自身については大筋で合意いただいているかと思う。その例外をどの範囲で定めるか。その例外の明確化という点について、さらに事務局のほうで検討を進めていただければと思う。

それでは、13ページの「利用目的変更時の本人同士取得の見直し」の部分について、経済産業省から提出されている御意見について最初にご説明をお願いする。

[参考資料6について、経済産業省より説明]

(宇賀座長)

それでは、この点について御質問、御意見があればご発言頂きたい。

(森委員)

やはり3回前にお時間をいただき、取得の規制と目的外利用の規制ということでお話をさせていただいた。不均衡になっているのではないかということである。

取得の際には、利用目的を特定する、明示する、通知、公表とある。取得について本人が何か言えるか。嫌だと言えるかということ言えないので、その取得する企業の利用目的で利用されてしまう。

それに対して、目的外利用のときは、既に持っている事業者については目的を変えようとする嫌だと言える。これはいかにも不均衡であり、取得のほうは、例えばプライバシーマークなど一部では、取得についてもできるときには、可能なときには同意をとりなさいとなっているが、その取得の際の規制を強化すべきであるという声が余り聞こえてこないことからすると、目的外利用のほうの規制を下げてもいい。

今回の先ほどの経産省のご説明はそういう趣旨なのかなと思うが、それも一定の合理性があるだろうと思う。特に、オプトアウトにするということは一考の余地があるかと思う。

(長田委員)

「一定範囲での変更可能性」の一定範囲の感覚を教えてください。

(経済産業省)

おっしゃるとおり、とても難しい。現行法制においても、予想可能な範囲での変更というのは通知、公表でできることになっており、当然ながらこの議論をする以上、それを超えた変更ということになるが、どのように書けるかということはとても難しいと思いながら、議論のためにどういう可能性があるかなと思いながら書かせてもらっている。

その心は、例えばビッグデータの利活用の中で、当初想定していた特定の目的に対し、想定外での利活用が見込まれることが十分に考えられるようになってくると、こういった形の利活用の範囲拡大が今後想定されるのだ、ということをもっと先に書いて本人に知っておいてもらうということは意味があるのではないか。利用目的の変更を避けたいが故に、目的の内容をふわっと書いて済ませようという企業実態が多々見受けられる現状に対して、目的を限定的に書いた上で、当初の段階で「事後的にこの範囲までは変更の可能性がある」との情報を提供して了解をもらうという仕組みを導入していったほうが、むしろ保護の水準を上げるという観点もあるかなと思いつつ書いています。

いずれにしても、この一定の範囲というのは、まさにまたグレーゾーンを1つふやす可能性があるので選択肢として書いてるが、それ以上の具体的なアイデアが今あるわけではない。

(森委員)

おそらく長田委員がおっしゃろうとしているのは、またそんなことを言って余り実効性のないオプトアウトでは困るということだと思う。今回、第三者提供の文脈でそのオプトアウトを改善しようということになっていて、その実効的なものにしよう。例外は例外で決めるが、今みたいに一定の事項を公表しておけばそのままただら出していっていいということではなくて、公表期間を前置にするなり、オプトアウトできることをきちんと通知するなりということ、23条の方のオプトアウトの手続を適正化しようという話であるから、それでそのオプトアウトの技術が適正なものになるのであれば目的外利用のところにも使えるのではないかとということである。

ご案内のとおり、個人情報保護法の規制の中で、事業者に対する規制の中で最も重いのは同意の取得であって、それは第三者提供と目的外利用の2つについている。そのため、第三者提供の方で検討した技術をこちらにも生かせるのではないかと思う。

(椋田委員)

今回の提案は、先ほどの資料4-1に書いてあった利活用の壁を取り払うという、今回の制度改正の基本的な考え方にも合致しているので十分検討に値する案だと思う。ぜひこれをベースに、さらに議論を深めていただきたい。

(宍戸委員)

経産省から、オプトアウトも含めたご提案をいただいた。今日の資料の中には出てきていないが、昨年12月に策定された制度見直し方針、あるいは9月の経産省のこの場での説明の中にもあったと思うが、オプトアウト等の決め手は、わかりやすくプライバシーポリシーが明示されていることである。

単に難しいことがいっぱい書いてあるのではなく、この企業はどのような方針で、どうい

う情報をどういうふうに扱おうとしているのか、わかりやすいプライバシーポリシーによって、消費者との間でコミュニケーションができていれば、どういう範囲で目的の変更があり得るのかもよくわかるだろう。この問題は既に経産省あるいは総務省でも検討されていると思うが、ここをより掘り下げていく、あるいは事業者の方でも研究していただくことが一番重要ではないかと思う。

(鈴木委員)

念のための質問である。利用目的というのは事業者単位なのか、サービス単位なのか。

(経済産業省)

それは、現行法の解釈から変える必要はないと思う。

(鈴木委員)

ここら辺が悩ましいところ、利活用の促進をしようとして様々な条項を緩めたとしても、結局、全ての個人情報はいわば利用目的でラッピングされた状態になっており、常に利用目的とセットで動くものであるため、他のところを緩めても目的外利用のそしりを受けた途端に炎上するという宿命にある。

したがって、事業者単位で、もわっと書く。だから、利用目的規制が余り機能しないように非常に抽象的に書くことで流通を担保するところで、ぎりぎり今回の現行法は回してきた。

これに対して、一方、宍戸委員がおっしゃったように、消費者にわかりやすくという局面が出てくると、直接書面取得のように利用約款などがある局面においては、利用約款は消費者と事業者の個別サービス単位でルール形成する民事法のルールの問題であるが、行政取り締まりとしての個人情報保護法は事業者単位ということになるから、1,000個も2,000個もサービス提供している事業者はそれを包摂した利用目的とせざるを得ないということになると、実は非常に抽象度の高い法律を守りますみたいなざっくりとした利用目的しかない。

一方で、ビッグデータのために何か活用しようとする、肝心なことを書いていないものであるからできないんじゃないかという突っ込みが入るところで、悩ましい状況にあるのが現行の状態である。

この点について、今までの議論では詳細に検討してこなかったもので、経産省さんの意見をベースに、大綱においては今後年内に至る過程の中で何らかの解決策を提示するような形で論点として認識しておくというのは重要であろうと思う。

(森委員)

今の鈴木委員のご指摘は全くごもっともであるが、それは整理としては利用目的の特定

をどうするかという問題ではないかと思っており、それについて明示的に確かに今のところ余りこの議論のテーブルには挙がっていない。

ただ、いろいろな業種別のガイドラインとか、あるいは政府の検討会の報告書では、実際にはその利用目的というのは非常に限定された利用場面との関係でそれをはっきり消費者に示すようにすべきであるということでは言われてきている。

そういう意味では、その利用目的の特定のところ、このテーブルにはないが光が当たる。その特定された目的との関係での目的外利用ということになるので、そうするといろいろはっきりするところははっきりするかと思う。

(山本委員)

利用目的の変更ではないが、よく医学の分野で行われている利用目的の特定というか、特定性を上げたときにどうするか。

例えば、医学の研究のために利用するというような大まかな同意を得ておいて、ある特定の疾患の研究をするときで、非常に遺伝性の強い病気である場合などで、この研究には私の情報を使われたら困るというオプトアウトの権利を保障することが特にアメリカの東海岸でされている。これが今の日本の法律で許されるのかどうかを我々はいつも議論をしていて、ちょっとまずいのではないかなと思っている。そのあたりを明確にさせていただくと、ほとんどの医学研究での利用はOKけれども、特定の研究だけは拒否したいという人のデータが非常に活用できるようになるかと思う。

(宇賀座長) それでは、この点について経産省のほうから問題提起をいただき、議論を深めることができたので、またこの点について引き続き事務局のほうでも検討していただいて議論を続けたいと思う。

それでは、資料4-2の15ページから16ページにかけて、自主規制ルールの部分について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(長田委員)

私自身、自主規制団体というのをイメージできていないせいかもしれないが、自主規制団体というのがその対象事業者というか、そこを全部網羅できるものなのか、規制団体の中に入っている人、入っていない人というようなものが出たときに、入っていない人に対して同じルールを守らせるという法例上の措置がないということがここに書かれていると理解して良いか。

(事務局)

私どもの整理として、アウトサイダーに対しては第三者機関のガイドラインということで対処する形で同じような対応ができるかと思っており、自主規制のルールを行っている

ところについては規制を行わずやっていたが、要するに法の中で行われるものである
ので、当然、法の執行に当たって自主規制という形でとるのか、ガイドラインという形で
直接事業者に対してやるのかということだと思うので、自主規制が全部カバーしなくても
別によくて、アウトサイダーはアウトサイダーで直接第三者機関に対応していくというこ
とで整理できるかと思っている。

(松岡委員)

前回少し触れましたが、このビッグデータの利活用になると、以前のように業界団体での
自主規制というような枠組みからはみ出していく必要がある。そのときは、どういう自主
規制になっていくのかというところがよく読めないし、非常に異業種、異なった産業界が
情報交換するということになってくるはずであるので、そのときどういう形をイメージす
るのかというところが少しわからない。

第三者機関に任せるものでもないような気がするので、その辺はご検討いただきたいと
思う。

(事務局)

自主規制団体の形だと思うが、これまでは確か認定個人情報保護団体がやるような形を
想定されていたと思う。多分、新しい制度になるとマルチステイクホルダープロセスでは
ないが、そういう新しい形で動くことになる。

その際、その業種をまたいだ企業体が集まって、ある自主規制ルールを作って動いてい
くというのも当然想定されると思うので、そういう形でこれまた違った異業種が集まった
団体の自主規制の仕方というのもあると思っている。

(宍戸委員)

今の事務局の御意見に私は賛成であるが、若干補足する。

自主規制ないし、その自主規制を公的な機関がバックアップするという共同規制の一番
いいところは、これまでであればその業種、業態で、あるいは主務官庁ごとに縦割りのガ
イドラインになっていて、それぞれの業種をまたいだ形で情報をやりとりしていてもうま
く規律できなかった部分が、新しい第三者機関によって一元的に規制が及ぼし得るよう
になることと併せて、新しく民間の事業者の方の間で連携して新しい自主規制団体を作るな
どの自主規制の枠組みで、今後新しい情報の流通の形に対応し、かつ同時にマルチステ
イクホルダープロセスの中で消費者の意見、御不満とか御懸念とかも吸い上げることができ
るやり方を、民間の側の発意で新しく作っていくことができるようになる点である。

そして、それを必要があると民間の方が求める場合には、第三者機関の方で一定の規約
を認可する等の形で共同規制に持って行って法的な効力まで与えることをできるようにす
ることが、今回の新しい自主規制、共同規制の枠組みの売りなのではないか。それがパー

ソナルデータの利用、流通の促進と、それからプライバシーの保護のための新しい形になるのではないかと私は思っている。そういう方向で、少し御検討いただければという意見である。

(森委員)

これは教えていただきたいが、法令上のルールと自主規制ルールの関係だが、「対処方針」の4番目のポツ、「自主規制ルールを法的に認定している制度はある」というところの3行ほど下に括弧があり、「(理由：自主規制ルールは、業界の特性等に応じて法令上の義務の履行方法等を具現化するものであり、法令上の義務と齟齬が生じるものを定めること及びそれを認定することは想定されない)」とある。

趣旨としては、法令上のルールが抽象的で、その自主規制ルールで具体的なことを書くということかと思う。仮にそうだとすると、下の赤字で書かれている「法令等の規定を越えた自主規制ルールに違反した対象事業者」というところ、その法令等の規定を越えるとか、越えないと言えるのかなという気がしたが、それはいかがか。

(事務局)

その書き方がちょっと回りくどいというか、わかりづらかったかと反省している。基本的な我々の考え方として今おっしゃっていただいたとおり、先ほど資料4-1にも書いたが、やはり大枠の法律を決めた上で、その中で具体的なまさに手続などについて自主規制ルールで執行していただくというのが基本形だと思っている。

さらに、あるかどうかはわからないが、そういう現行法の規制を越えてというか、さらに厳しい規制をやられて、非常に積極的な真面目な方たちが取り組むというのは別に否定されていないと思う。それを改めて認定して、その規制に違反したらいろいろな処罰を与えるなどというのは、真面目に取り組んでいる方たちになぜそういう非常に厳しいことをやる必要があるのか。それはちょっとおかしいのではないかという認識でこの文章を書かせていただいたというのが我々の趣旨である。

(森委員)

そういうことであれば現行法でも、現行の個人情報保護法よりもより厳しい扱いをするというガイドラインはあるかと思う。そういうものに違反したからといって制裁を受けるのはおかしいと思う。

やはりここでの問題は、抽象的なルールを具体化した。その具体的なルールでやっていることに違反した場合に、その違反についての法執行を第三者機関ができるかどうかということであるので、そちらが本来お書きいただくべきことではないかと思う。

(宍戸委員)

今の問題は私も必ずしも正確に理解しているかどうか、少し議論を整理したほうがいいのかもしれない。まず、法が定めている義務があって、それを具体化する。事業、業種、業態ごとに具体化するという意味での、法の中の枠内での民間のイニシアチブでの具体化が1つある。

それからもう一つ、法の枠外で事業者の皆さんが自ら自発的にいろいろ取り組む問題がある。

それから、第三の局面として、法に反するようなことを民間が勝手に、法が禁止していることを自分たちの勝手な業界ルールでやっていいかといえば、これはもともとできない。したがって、ここで言う整合性の問題は、今のような法の義務に反することを民間が勝手にやれるかという意味であれば、それは当然自主規制だからと言ってやれるわけがない。それは認めないというのは、はっきりしているだろうと思う。

そして、法の中の義務をある程度抽象的に書いて、政省令や規則、あるいはガイドライン等で具体化する場合もあれば、場合によっては民間において具体化し、そして第三者機関等がそれについて一定の法的効果を与えるということになると、これは法上の義務の内容を具体化しているので、これは自主規制というよりはむしろ共同規制と呼ぶほうが適切なのではないか。

この辺の概念整理は、少し事務局でもご研究いただければと思う。どちらにしても、共同規制という言葉在法律に書くわけではないので、思考の整理の問題だろうと思う。

それからもう一点、今ここに赤字で書かれている「法令等の規定を越えた自主規制ルールに違反した対象事業者に対し、直接的な制裁を加える目的での第三者機関による行政権限の行使は、法令上措置しないこととする。」というのは、私も現状はこれでよろしいのではないと思う。もともとは、将来的に、日本の新しい個人情報保護法においては法上の義務としていない、あるいは民間事業者においてそれを法上の義務として具体化しているものではないけれども、自主規制としてこれをやりたい。そして、自主規制としてやるのが、例えばセーフハーバー協定とか、事業者がちゃんと自分たちはやっているということを相手国に認めてもらいたいと思ったときに、相手国の側から、違反したらしかるべき第三者、具体的には国、政府による制裁を受けることがあるのかと聞かれたときに、そういうこともあり得るということを使うための仕組みとして、自主規制ルールに違反した対象事業者に対して第三者機関が行政権限を行使できるかどうかという話が出てきたのだろうと思う。

おそらく、現状においてこれを書いてしまうと、事務局が16ページで整理されたように、多くの事業者がかえって自主規制ルール制度の利用を躊躇してしまうことになりかねないというのは、まさにそのとおりだと思う。今後セーフハーバー協定とか、事業者の方がほかの国でしっかりした個人情報をやっていると認めていただくことを確保するために、こういう手続があった方が良いかどうかは、今後の検討課題として残しておいていただければいいと思う。

(鈴木委員)

法の範囲というところは、まさに今後、法が合意事項に向かって、合意形成に向かってややシュリンクしていき、今回の改正法の範囲が小さくなっていくとはみ出していく。まさに自由な領域が増えていくが、今回のそもそものミッションはグリーゾーンに対して事業者がいろいろ炎上してしまう。いい炎上と悪い炎上、誤解による炎上があるわけであり、やはり背景にはプライバシー侵害じゃないか、不法行為になるかという思いがあってクレームがくると、今回の個人情報保護法の取り締まり規定で適法であるということはぎりぎりセーフになったとしても、やはりグリーゾーンというのはまさに不法行為責任が問われるんじゃないかというところで炎上ネタになる。

そこを何とかしたいがために、共同規制であれ何であれ、広く法でカバーして、第三者機関が行司役になって消費者保護団体や関係する事業者などが、ではどうしようかという話し合いのまさにルール形成の仕組みづくりをすることによって、利用者も社会も学ぶ時間ができる。こういう問題があるのかと、それでそのルールに従って収まるところに収まるという仕組みを作ることによって消費者の不安も解消されて事業が前に進むということで、自由領域を確保することが事業者の勝利ではなくて、紛争を適切に処理する仕組みを作るところを目指すべきだろうというのが1点である。

もう一つは法の枠内と言うか、先ほど来から出てくる利用目的及び利用目的を含むプライバシーポリシーの法的性質が曖昧なのだが、いわゆる利用目的に保護機関とか、自らどんどん利用目的に条件を放り込めるが、この利用目的及びプライバシーポリシーが結構融通無碍なものであるから、そこに入ってしまうと利用目的の範囲内で取り扱えという16条1項の規律が入って法の枠内に入ってしまうものであるから、例えば利用目的の書きぶりに対しての項目を詳細にするというような自主規制の場合には法の枠内に入る。それを、今度はプライバシーポリシーという利用目的も含まれた様々な公表事項の中にきっちり消費者に訴えて透明性を確保すると書いたときに、果たして利用目的とその傍らに書いてある消費者との合意事項について法の効果がどう違うのかは、まさに今後プライバシーポリシーの法的性質を明らかにするところで決まってくる。

だから、概念整理、法の範囲内か、外かというときのグリーゾーンにプライバシーポリシーに書いたことの約束違反について、第三者機関は関与するのか、しないのかという問題がまた残ってしまう。これはまた約束違反だということで炎上ネタになってしまう。

これは、事業者にとっても不本意である。こういう不本意なグリーゾーンの解決スキームの中には入れておくというこが多分、今回の法改正の肝ではないか。それが、マルチステイクホルダーなり、解決スキームをつくることの一つの意義ではないかと思っている。

(森委員)

ちょっと難しい話になっていかざるを得ないことなのかもしれない。私が最初に申し上げ

げたかったのは、すごくシンプルな仮定をして、業界団体が1個である。法律のルールは抽象的である。それで、業界団体の具体的なルールが1個だったら、その具体的なルールがザ・ルールになるため、その違反に対しては第三者機関による法執行があつて当然だということである。

(鈴木委員)

では、次は具体的な質問をさせていただきた。自主規制の範囲は今回の従来の個人情報プラスいわゆる仮称準個人情報の①②の定義に再定義した個人情報に限られるのか。要するに、行動ターゲティング広告は入るのかどうか。自主規制の範囲に行動ターゲティング広告が入るのかどうか。

まさにどこかの団体が、行動ターゲティング広告を含む広告の自主規制などのガイドラインを出されていた。すぐさまそのガイドラインが出てまいるが、それはどうなるのかというのは、もしこれがそのまま成立すればすぐさま起きてくる問題であり、具体例ではどうなるのかというのは1つお聞きしたい。

(事務局)

済みません。このターゲティングの話は、次のプロファイリングの話とも連携する話ということでもよろしいか。次の議題に入っているような感じもあるが、我々としては、まさに行動ターゲティングというのはプロファイリングをどう扱うかというのがまず今回の法律でどこまで対処するかという問題がまだ残っていると1つ認識している。

ただし、次のところで書かせていただいた。今のところは先ほど説明があつたが、諸外国においても明確に法の対象としてかつちりとした規制をやっているとは我々としてはまだ認識していないので、この16ページで書いた部分については、基本的に法には今は対処できないのかなという文脈で、さっき申し上げた法を越えるような自主規制で基本的に対応していただいて、将来それを法律で取り込むかどうかを検討課題としてはどうかと書かせていただいている形だと思っている。

(宇賀座長)

それでは、16ページのプロファイリングのところに移りたい。ほかに御意見、ご質問があればご発言頂きたい。

(鈴木委員)

16ページの「プロファイリングの問題」の2行目に「新たな課題」と書いてある点にややひっかかる。米国のFTCでは2000年から報告書にオンラインプロファイリングに関する報告書があり、2000年から議論されていた。先般、日本版FTC3要件を提案させていただいたが、それが載っている2012年レポートでもトラッキングという言葉でプロファイリングが

論点になっていた。まさに米国でも2000年、2012年とずっと議論されてきた。

国内においては、総務省さんの消費者行政課が2010年から諸問題研で議論してきて、第二次提言でライフログについて出した提言などもまさにプロファイリングを問題にしたものではないかと理解している。

したがって、2000年から考えれば14年、国内においても幾つも議論してきた。これを、新たな課題というのはやや違和感があるなと思っている。まず、第1点はその点である。

(佐藤委員)

私は鈴木委員のご意見に反論するわけではないが、ちょっとプロファイリングの議論で怖いのは、どうも皆さんが言っているプロファイリングの定義がそれぞれ違うのではないかという気がする。

おそらく、狭い意味で言うと、本人に関する情報ないし何か外部の情報に基づいて、本人の行動や性格を統計的に推論する、推測するというものだと思う。いわゆる犯罪捜査などに使われるのが多分、狭い意味のプロファイリングだと思う。どうも聞いていると今言ったトラッキングにかかわる情報であったり、もっと広いところまで入ってしまっているので、これを議論する前にプロファイリングとはどういうものであるかとか、逆に狭い意味のプロファイリングの意味に入らないけれども問題にあることとしてどういうことなのかというのを明確化して議論していかないと、議論が発散するだけかと思う。

(鈴木委員)

佐藤委員のご意見のとおり、まさにプロファイリングという言葉だとそれぞれの印象にかなり幅があるので、確かに議論の前提としては自然人の自動処理による評価、分析行為だという定義で考えており、立法例としてはEU個人データ保護指令の15条の個人に関する自動的判断などがある。そういったところを念頭に置いてトラッキングはプロファイリングのための手段である。こういうところは、米国ではいろいろな検討、自主規制、規律が進んでいる。この現状に、まさに今改正である程度キャッチアップしておくというのは非常に重要なことであろうと思う。

(安岡委員)

全くそのとおりで、プロファイリングの定義を明確にすべきと思う。データを分析している方は皆さんわかると思うが、いろいろな人に対してグルーピングして、この人は買う人、買わない人、この商品に対しては好きな人、好きじゃない人ということでそれぞれフラグを立て、結果的にその人の状況はある程度性格付けしてしまうということがある。それと犯罪目的というものとはかなり違うので、このプロファイリングという言葉の定義は明確にしておかないといけない。現在の資料では、新たな課題として将来検討すべきというように先送りしているが、ある程度明確にしておいた上で将来の課題とすべきと考え

ている。

(鈴木委員)

加えて定義を明確にするということと、毎度そうなのだが、定義に該当すると禁止だという思いが先行してしまうので極めてネガティブになる。当然、今言った自動処理で分析するという事は頻繁に行われているので、これが直ちに禁止ということは言っていない。

例えば、極めて重大なプライバシー侵害になる結果が発生したとか、当然要件がついてくるわけであるし、効果も大概がオプトアウトであるから、これについてまさに今回の検討課題として年末までの議論に残しておくというのは極めて重要だろうと思っている。

(森委員)

資料1-2の技術検討WG報告書の6ページの最後の「また」から始まっている段落に「また、特定の個人が識別されるおそれは、多くの場合、当該個人に関する多量又は多様な情報が収集されることによって生じることから、そのような情報収集を行うものを「(仮称)準個人情報」の対象とすべきである。」とされている。簡単に言ってしまうと準個人情報に関する技術検討WGの考え方であるので、恐らく理屈上は最初に権利侵害というものが出発点としてあって、その権利侵害をもたらすものに、特定によって権利侵害になる。特定されないけれども権利侵害になるというものがそれぞれある。

その2つのうちの特定期間からいくわけである。特定の次にもう少し平たくしたものは、当該個人に関する多量または多様な情報が収集されるような情報収集をもたらすものが準個人情報であるので、そのプロファイリングというのがいかなるものであるとしても、こういう多量または多様な情報を収集することを可能にするものは準個人情報となるというのが技術検討WGの考え方である。

(佐藤委員)

私も1点補足をさせていただきたい。プロファイリングに関してプロファイリングによる個人の権利、利益の侵害と見たときに、1つには何か自分の知らないところで自分の性格推定とか行動推定をされているのは気持ち悪いというレベルもあるし、もう一つは私は情報系の人間としてこれは言いにくいですが、プロファイリングでいろいろなデータ処理をしているが、結構えいやとやってしまうケースがあって間違ったプロファイリングをされているケースがすごく多い。

その部分というのは、やはりきっちり修正請求なり削除請求という形で何らかの解決策を用意しておくというのも検討に加えるべきかと思っている。

(宇賀座長)

それでは、この点について、このプロファイリングという概念についての定義の明確化

等、いろいろ貴重なご指摘をいただいたので、次回までにその点についてもう少し検討を進めていただければと思う。

それでは、次に「保存期間の定め」について、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(山本委員)

前回申し上げるべきだったと思うが、保存期間を法律で一律に定めることは、私は無理だと思う。

ただ、今、保有個人データの公表事項の中に保存期間が入っていない。余り厳密な保存期間でなくてもいいと思うが、一応保有している個人データに関してはいつまで保有するのか、永遠か、あるいは1年で消すのかというようなことは公表されるほうが、消費者の立場からすれば安心感が強いと思う。

(長田委員)

全く賛成。法定化というのが難しいというのは理解する。どれだけ保存するのかというのはぜひ明示をしていただきたいと思っている。

(安岡委員)

結局現在検討しているのは、グレーゾーンをなくしていこうということなのに、曖昧にしてみると刑事事件の時効までデータを持つのかということになってしまうので、ある程度の明確化はしておいたほうがいいと思う。

(鈴木委員)

これは先ほど言ったことと関連するが、1年以内に消すと。

例えばアダルトビデオであれ何であれ、この履歴を1年で消すというのを訴えるから敷居が取れて皆、参加してくるが、明確に書いたことが利用目的中に書かれれば16条1項の目的外利用の規制がかかるが、それが約款だけに書かれていれば契約法上の債務不履行の話になる。その中間の、ポリシーなるところに書いていた場合にはどうなるのか。

プライバシーポリシーというタイトルの中の利用目的に入れば、利用目的の制限の法規制の範囲内に入る。ところが、同じページのプライバシーポリシーの利用目的の外側に書かれれば、その1年の約束は行政取り締まり法上どういう効果がもたらされるのか。約款中に書いてあれば当然契約責任であるが、この中間体がよくわからないという気はする。

(宇賀座長)

それでは、これまで赤字の部分について集中的に御議論いただいたが、それ以外の黒字の部分について、残された時間で、御意見、御質問があればご発言頂きたい。

(鈴木委員)

先ほど指摘し忘れた点がある。いろいろ昨今、顔識別などがあり、様々に本人が知らないところで情報を取得されて離脱することができないなど、いろいろ問題がある。

これも炎上ネタになっており、取得の制限についても一つの検討課題である。勝手にとってしまっているのか。どこかのホームページに公表されていけばいいのかということになると、やはりこれについては構造的に人間の情として文句は常に出てくる。

だから、それを自由にするからいいのだということではなく、今回は解決スキームに乗せるというあたりを念頭に置いて、事業を進めるためにも何か取得の制限について論点として残しておいていただければと思う。

(宍戸委員)

参考資料4でペーパーを提出したが、お時間があるということでちょっとだけ触れさせていただきたい。

お手元の1ページ目の2の(1)をご覧ください。第三者機関のあり方について委員の増員を事務局でご検討されているのは大変結構なことだが、本当に増やせるのかなど、私はちょっと心配している。

委員は、普通の国のお役所でいうと局長級のポストで、これを5人も6人も増やすのは予算的にも人員的にも大変ではないか。むしろ、事務局の方をその分増やしていただくこともあり得るのではないかとということを記している。

あとは、私が前に言った意見に関連するので、お時間のあるときに見ていただければと思う。

それからもう一点、2ページの(3)をご覧ください。資料4-2の4ページあたりに、諸外国との制度の調和ということで国際的なルールづくりに第三者機関が参加していくという話がある。この点は、むしろ私などが申し上げるよりも堀部特定個人情報保護委員会委員長にいろいろお考えがあらうかと思う。例えば国際的なルールづくりとか情報収集とかを考えたときに、第三者機関が在外公館等とよく情報連携できるような仕組みを作っておく必要性は、ここで強調しておく必要があると思っている。

(森委員)

お時間があるということで大変くどいが、先ほど鈴木委員から取得の際の論点を残そうという御意見については、賛成である。

私は何度も申し上げるが、取得の規制と目的外利用の規制が不均衡であると常々思っている。目的外利用のほうをオプトアウトに下げる。それで、取得のほうについては完全に自由にしておくのではなくて、可能な限度で取得している事実を通知するというようなことによって歩み寄れるというか、均衡が図れるのではないかと思う。

(椋田委員)

論点とは直接関係ないが、資料3のところで今後の検討予定が書いてあり、7月にパブコメに付される伺っている。

これは国民生活や事業活動に大きな影響を与える重要な案件であるし、理解するのが結構大変な内容でもあるので、パブコメ期間は通常より長くっていただいて、できるだけ多くの事業者、あるいは消費者から意見が出るような形にしていただければと思っている。また、英訳をして海外からも意見を求めていくということもやっていただきたい。

(鈴木委員)

利活用の促進のスキームとして日本版FTC3条件を提案させていただいて、低減データという形である程度具体化が進んでいるが、佐藤委員からもご指摘がありましたように、検討を進めた結果、結構問題も多いということがわかってきた。したがって、大綱では低減データについてはそれほどこだわりを持つことなく、もう少しフレキシブルな対応でいいのかと。

加えて、今回アイデアが出なかったものについても、利活用の促進にかかわる新たな提案については、大綱の中でも今後の年末にかけていろいろアイデアが出てくれば、柔軟に利活用案を取り込めるというようなところはここで合意形成しておいたほうがいいのかと思う。低減データが思いのほか利活用のパワーがないのであれば、前回共同利用について、特に医療現場では利活用の促進に資する新たな第三者機関を前提とした何かがつくれるのではないか。そのあたりも、後々提案できるような大綱にしていただければと思う。

(堀部特定個人情報保護委員会委員長)

オブザーバーではあるが、今日の議論、これまでの議論を聞いて申し上げたいことがある。

ここまで委員の皆様、事務局の努力でまとまってきたので、そろそろ具体的にこれを対外的にどのように発信していくのかも考える必要がある。

私は随分長い間、例えばOECDでも1996年から2008年まで、ワーキングパーティー・オン・インフォメーション・セキュリティ・アンド・プライバシーの副議長を務めるなど、国際的にも様々な活動をしてきた。OECDでは、一研究者ではあるが、同時にナショナルデリゲートとして出たので諸外国から様々な意見が私に寄せられてきた。そういうときにも、日本では一体どこで話し合ったらいいのかかわらないと言われた。

個人情報保護法案の検討に関わったのは、ここでは私だけだと思うが、個人情報保護法では、主務大臣制をとったことから、最初は内閣府、消費者庁ができれば消費者庁が担当はしているけれども、執行の権限が無いから執行協力では問題がある。

幸い、番号法により特定個人情報保護委員会が1月1日に発足した。これについては対外的にも発信してきているが、大変重要な意味を国際的には持ってきている。今度の大綱

で、今日の資料などにもあるが、この特定個人情報保護委員会を拡充し、その任務を個人情報保護一般に広げていくという方向性が出てきた。

前回は申し上げたが、国際的にはいろいろなデータ保護機関の間で協力関係を持っており、様々な議論をしている。今月の5日、6日、マケドニアのスコピエでそういう人たちと意見を交換してきた。日本でもようやく独立性の高いスペシフィック・パーソナル・インフォメーション・プロテクション・コミッション（特定個人情報保護委員会）ができたと言うと、「なぜスペシフィックなのか」と聞かれ、それは社会保障・税番号制度に関わるので今のところはスペシフィックであるが、それをどうするかは今検討されているところだ、と答えてきている。すると、「それはいつになるのか」と聞かれるなど大変期待されている。

そういうことを考えると、私は前から言っているが、日本はこの分野では今まで仲間外れで国際的に非常に恥ずかしい思いをしてきている。このことは、是非どなたも認識していただきたい。そういうことを感じている人は恐らくそう多くはないが、私はOECDなど国際的な場で様々な議論をしてきた中で痛感している。

今後は国際的にいろいろ議論していく場をできるだけ早くつくるように進めていく必要がある。その場合でも、保護制度ができるだけ国際的に調和のとれたものでなければならない。データがクロスボーダーで行き来するので、個人情報などがどこかの国に行くと全く保護されないというようなことではそこに情報は来なくなる。こちらから、出す場合にも同じである。それはこの検討会でも議論になっている。

2001年の9月にフランスのクニール（CNIL）がホスト役で開催したコミッショナー国際会議の最後で非常に重要なセッションのスピーカーとして招かれた。そのときのタイトルが、ワンワールド・ワンプライバシーということであった。つまり、どこへ行っても同じようにプライバシーが保護される世界をつくり出していこうというのがそのメッセージであり、その前年のイタリアで開催された会議のテーマでもあった。イタリアのコミッショナーがさらに2001年の会議でそれをテーマにするので私にも出てほしいと言われた。これはFTCの委員等々、非常に重要な方が出たセッションであり、日本ではようやく個人情報保護法案を出した年でもあった。日本も今後大いに貢献するであろうということで大見得を切ったが、なかなかそこまで至っていないという現状もあることを是非認識していただきたいと思う。

議論がここまできたので、是非予定どおり大綱をまとめていただき、できるだけ早く日本の体制を整えるということに向かっていただきたいというのが、この問題を50年以上研究もし、実践もしてきている立場での願望でもあるので、是非ご理解いただきたい。

（宇賀座長）

それでは、まだ議論も尽きないところであるが、今日の議論はここまでとさせていただきます。

資料4-1のスライド2までは、いただいた御意見をもとに修正し、6月上旬のIT総合戦略本部に検討状況を報告させていただく。

また、資料4-2については、いただいた御意見も踏まえ大綱案の事務局案を次回提示させていただきたいと思う。

では、最後に遠藤政府CIOから一言いただきたいと思う。

(遠藤政府CIO)

本日も、おそくまで本当に感謝申し上げます。

今日、こういうことを言うと失礼かもしれないが、一番充実していたのではないかと。ということは、だんだん煮詰まってきて論点が具体的になってきたおかげで、どういう意見、それに対してこういう意見と、こういうふうになってきたというような感じがした。大綱を取りまとめるに当たっては、少し遅れぎみかもしれないが、そこそこの足取りできているなと感じた。本当に感謝申し上げます。

それで、これは皆さん同じように感じられていると思うので、言うのは、何だ、そんなことはわかっているよということかもしれないが、何度でもこれは繰り返しておかないとどこかで話がねじ曲がってしまうといけないので、何しろ利活用を促進することによって、個人にとっても、社会にとってもベネフィットを増大しようということが前提で、そのためにどういう手段を講じていくかということである。

もう一つあるのは、とは言いつつ、10年前と比べると個人情報として認められるようなものが何となく増えてきてしまった。これをどういう取り扱いをするかということが非常に重要な課題の一つになっているということなのであるが、いずれにせよ今まで余り十分に利用されていなかったという認識をあちこちで持たれているのはグレーゾーンがあるおかげである。

そうすると、このグレーゾーンをいかに狭めることによって、利活用にとっても、それから個人情報の保護、プライバシーの保護ということにとっても安心感がどれだけ増すかということにだんだん議論は絞られてきている。最初からそうだったわけであるが、具体的に絞られてきていると、このように私は理解している。

そういうところまできたので、今日の御意見はそういうところを一つ一つ非常にびしりと突いたご意見が多かったと思う。これをぜひ事務局のほうはよく吸収をして、大綱の原案にさせていただきたいと思う。

どうもありがとうございました。

6. 閉会

(宇賀座長)

次回の会合については、追って事務局から連絡させていただく。

以上で、本日の会合を閉会したいと思う。
本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。

以上